

岩手県選挙管理委員会告示第 89 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 5 項の規定により、平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院岩手県選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日（以下「ポスター掲示開始日」という。）を次のとおり定める。

平成 19 年 7 月 12 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

ポスター掲示開始日 平成 19 年 7 月 12 日